

地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年（2024年）1月18日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
理事長 小 高 咲

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 自動車の賃貸借[レンタル]（単価契約）

| イ 数量 | 調達予定数量 | 区分  | 車種      | 数量  | 期間      |
|------|--------|-----|---------|-----|---------|
|      |        | 区分1 | 小型貨物自動車 | 116 | ヶ月（17台） |
|      |        | 区分2 | 小型貨物自動車 | 19  | ヶ月（2台）  |
|      |        | 区分3 | 小型貨物自動車 | 78  | ヶ月（12台） |
|      |        | 区分4 | 軽貨物自動車  | 10  | ヶ月（2台）  |
|      |        | 区分5 | 軽貨物自動車  | 5   | ヶ月（1台）  |

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借（物品の賃貸借資格のうち、資格の種類別に区分した分類（自動車）に該当する者に限る。）を有すること。
- (2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 北海道内に本社又は支社（支店及び営業所を含む。）を有する者であること。

3 入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 令和6年1月18日（木）から同年2月1日（木）まで（日曜日、土曜日を除く）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。郵送可。
- ウ 書類の提出先 郵便番号060-0819 札幌市北区北19条西11丁目  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
本部経営管理部財務グループ

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市北区北19条西11丁目  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部財務グループ

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市北区北19条西11丁目  
北海道総合研究プラザ 1階 セミナー1
- (2) 入札日時 令和6年2月19日(月) 14時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、道総研のホームページに記載するメールアドレスあてにメールで請求することができる。

9 送付による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第19条に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が、取扱規則第10条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道及び道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
本部経営管理部財務グループ

イ 所 在 地 郵便番号060-0819 札幌市北区北19条西11丁目

ウ 電話番号 011-747-2816

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 詳細は、入札説明書による。